

「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第17回）議事要旨

1 日時

令和8年7月24日（金）13時30分から15時30分までの間

2 場所

中央合同庁舎8号館1階講堂

3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	Cdots合同会社 共同創業者
角南 篤	公益財団法人笹川平和財団 理事長
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
長澤 健一	高岡IP特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 専務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

（政府側）

小野田紀美	経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
鈴木 隼人	内閣府副大臣
若山 慎司	内閣府大臣政務官
井上 裕之	内閣府事務次官
林 幸宏	内閣府審議官
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官 （経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官

米山 栄一	内閣審議官
西山 英将	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （総括・企画担当）
日野由香里	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要物資担当）
胡 雅明	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （総括・企画担当）
佐々木明彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定社会基盤役務担当）
廣瀬 大也	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要技術担当）
梅村 元史	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （官民協議会・調査研究担当）
津田 尊弘	内閣参事官

4 議事概要

(1) 鈴木副大臣冒頭挨拶

- ・ 前回、第16回では、基本方針の変更の案について、委員の皆様から御意見を頂戴した。そしてその後、分野別の検討会合において各施策に関する基本指針の案について議論を深めていただいた。
- ・ 本日は、検討会合の議論の結果を御報告いただいた上で、基本指針の案の取りまとめに向けて、引き続き忌憚のない御意見をいただきたい。
- ・ また、政府として先日、骨太の方針及び日本成長戦略を閣議決定した。どちらも我が国の経済安全保障の推進に資する今後の取組や方向性が盛り込まれており、委員の皆様概要を御説明したいと考えている。

(2) 事務局説明（骨太の方針・日本成長戦略の概要）

事務局より、骨太の方針・日本成長戦略の概要について説明。

(3) 自由討議（骨太の方針・日本成長戦略の概要）

- 官民投資ロードマップの作成に当たって、5つの基本的考え方、非常に素晴らしいことであると思う。

- 防衛関係スタートアップ、防衛関係と密接に係るデュアルユースのスタートアップ、防衛産業自身のファイナンスについて、先般、日本政策投資銀行が、これまで非常にネガティブだった基準について「検討する」というところまで引き上げていただき、非常に素晴らしいことだと思っている。しかし、これはマイナスがゼロになったというレベルの話で、その基準を汎用させていこうということにはなっていない。

日本政策投資銀行がそうであったが、民間のメガバンクも含めて見たときに、ファイナンス、特に、防衛関連ベンチャーに対する支援には幾つかのボトルネックがある。一番大きなものはサステナブル投資で、ESG（Environment（環境）・Social（社会）・Governance（ガバナンス／企業統治））という観点が、欧州を中心に取り入れられてきた。しかしながら、ウクライナ戦争があり、本家の欧州では実際に防衛産業全体がサステナブル投資に反するののかということが現実には大きな議論になり、政策変更に至っている。

一方、実際にESGを標榜するファンドにおいて、防衛ベンチャーやデュアルユースベンチャーに対して、民としての投資がなされていくかというところではなく、非常にゆゆしい問題だろうと思う。政府はそういったところについて投資をすべきだと言っているが、民間における自己規制により、そうになっていない実態がある。政府が幾ら振興しようと言っても、資金の蛇口のところで抑えられてしまっは、伸びるものも伸びないのが実態である。

○ 実際のファイナンスを行うは、やはり防衛産業であるとか、デュアルユースのものについてはレピュテーションリスクがあるのだということをはっきりとおっしゃるが、我が国の防衛ベンチャー等は、例えば何もクラスター爆弾を製造するとか、そういったことをやろうとしているわけではない。国家の存立のために必要な産業をいかに育成するかという観点で、ファイナンスも考えていただかなければならない。逆に言うと、ESGという形でサステナブルだと言っているけれども、サステナビリティを追求して、足元の国家がなくなってしまうたら元も子もない。サステナブル投資というのは、国家のサステナビリティを本当に視野に入れているのかということを実際に議論しなければならないし、政府としては民間に対する働きかけを強めることによって、デュアルユースのスタートアップや、防衛に対するスタートアップに潤沢に資金が回るようなファイナンスの慣行を確立することが急務なのではないか。そうしないと、幾らやれと言っても、お金がないところでどうやって生産ラインを組むのかということになる。

実際ファイナンスのほうに聞くと、「ESG投資は当然なじみません。」という答えが返ってくる。GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）も実際そういったところに投資をするという慣行が確立されていない。やはり、産業育成という観点だけではなくて、ファイナンスが実際どうなっているのかを実際に検討していただかなければ、「桃源郷におけるサステナビリティあって、国家のサステナビリティ減ぶ」ということになりかねないと最近痛感している。

この点は、今回の有識者会議の問題とは関係ないと思うが、骨太の方針の紹介で官民投資ロードマップについてお話があったので、是非このことについて強く申し上げておきたいと思う。

○ 今までは、デュアルユースのものについて、例えば大学関係であっても、経済安全保障上のリスクのある海外ファンドからの資金援助は、多額なものであっても避けてもらいたいと言っているに近かったわけだが、「では、どうしてくれるのか」と我々は問われている。日本でそういうファンドがあるのかというと、そこは抑制されている。

○ 今回の骨太の方針あるいは全体の施策に向けて、経済安全保障の観点で注目するのはAIだと思う。AIはもう単なる成長技術ではなく、防衛技術、サイバー、経済安全保障、あるいはもう国家安全保障の中の重要な基盤的な技術として位置づけられている。AIについての規制は非常に難しく、世界のどこの国でも本当に悩んでいる。少なくとも、AIはデータがないと動かないので、データセキュリティという観点がやはり重要であり、今回検討したものの先送りになっているが、今後進めていかなければならな

い。

ちょうどこの4月に英国でバイオバンクのデータ流出が起きた。匿名化されたデータであっても、AIを使うと匿名化前の状態に復元されてしまう。そのため、個々のデータについては、個人情報の観点でのリスクということになるが、50万人や何百万人のデータに対してAIが使われるのは、やはり国家安全保障上の問題といえる。ちょうど4月にも英国の議会の委員会でそうした議論がなされ、今、サービスを止めている。救急車が使うデータベースも止められているのだが、何らか対処されると思う。

こうした事例が発生している中で、そうしたことを調査しつつ、対応しなければならないことは出てきていると思われるため、法改正は時間がかかるものの、考えていかなければならない。データについて、実務的にどのように安全保障上のリスクをチェックするかが課題であると思う。

(4) 事務局回答（骨太の方針・日本成長戦略の概要）

- デュアルユースにとどまらず、経済安保やファイナンスの点であるが、資料2の7ページの「8つの分野横断的課題の解決」③金融を通じた潜在力の解放、②スタートアップという項目を立て、産業横断的にどのようなことをやっていかなければならないのか議論されており、当然ながら問題意識は持っている。

当然これは経済安保の観点からも重要ではあるのだが、コーポレートガバナンス・コードの見直しについても、政府として経済安保の観点からも議論を進めており、金融資産の中でもいろいろと考え方が変わってきている。例えば、ESGも30年前はただのコストだったが、今はそうではない。同じように、経済安全保障、デュアルユース、ファイナンスというところも、少しずつ内容は変わっていくと思うし、それを変えていかなければならないと思っている。これは第16回有識者会議で御審議いただいた基本方針に関することであるが、国民あるいは事業者の理解を得て、マインドを変えていくということが経済安全保障全体を推進していく非常に重要な政府の使命であるので、まさにこれからやっていく必要があると思っている。

- AIに関してどのように取り組んでいくのかというのは、今、政府で様々な観点から取り組んでいる。御指摘のように、個人の国家安全保障上重要なデータを事業者が持っている場合の問題設定を我々としてはやってまいりたいと考えている。例えば、事業者が多く、安全保障上重要な個人データをやり取りする場合に、どのように規制をしていくのかという観点である。データやAIの議論は密接に関係するものであり、今、政府の各部署で国家安全保障局を中心に議論を進めている。現時点で具体的な方針をお示しすることはできないが、検討を深めているところである。

(5) 基本指針の変更及び策定の案に関する各分野別検討会合の結果報告

(委員より報告)

第5回サプライチェーン強靱化に関する検討会合（令和8年6月30日（火）開催）

- 検討会合では、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の変更案について御議論いただいたが、全体的に委員の皆様からの御賛同、御支持をいただいている。幾つか運用上の留意点について、委員の皆様からいただいた御意見を紹介する。
- 今回の論点は、重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援についてであった。今回、重要な物資の供給に関して、供給途絶への脆弱性や深刻度、代替供給確保等の可能性を確認し、所管部局において精査を行うことができるよう、支援対象となり得る事業者以外にも、外部依存性等の評価についてのヒアリングを行うべきであるという御意見をいただいた。
- 物資の生産を所管する官庁と供給不可欠役務を所管する官庁が異なるケースがあるので、関係行政機関間での連携をより緊密にしていきたいという御意見をいただいた。
- 安定供給確保に向けた協力要請について、企業にとって過度な負担になるようなことは避けていただき、企業の意思決定に支障が生じないように、行政側の迅速な対応・意思決定・判断をお願いしたいという御意見があった。
- 企業間の連携について、緊密な連携協力をお願いしたいが、より具体的な内容等について説明をお願いしたいという御意見があった。
- 科学技術が急速に進んでいるため、サプライチェーンが変化することを前提として、最新情報を収集し、支援すべき情勢変化が起こっているかを踏まえた上で、基本指針、施策に反映する必要がある。
- 官公需の需要を取り込むことについて、政府調達を含めたサプライチェーン全体を対象とする観点からも大変重要であるという御意見をいただいている。
- 全体にかかる意見として、民間事業者の予見可能性を高めるために、より丁寧な御説明をお願いしたい。安定供給、努力義務、協力要請に関して、事業者が何をすべきかについては、分かりやすい説明をお願いしたい。

第1回経済安保海外事業促進制度に関する検討会合（令和8年6月30日（火）開催）

- 特定海外事業の促進に関する基本指針については積極的に評価したい、あるいは支

持したいという御意見をいただいている。幾つか運用上の留意点ということで御意見があったため、紹介する。

- 全体としては、在外公館、JICA、あるいはJETRO等の連携を積極的に推進すべきであるという御指摘や、経済安全保障上の観点で行われる本制度とODAがどういう関係づけになるかに留意する必要があるという御意見をいただいている。
- JBICに関して、多額の予算が新勘定に措置された場合に、損失額を資本金の範囲内にとどめるといった歯止めの利く運営をすべきであり、モニタリングが非常に重要であること、それに向けて、評価を適切に行うための専門人材の確保、各省庁の事情等も踏まえた体制整備が不可欠であるとの御意見もあった。
- また、JBICに対する評価については、国際情勢が極めて動的であることを踏まえ、評価の頻度や実施の枠組みを今後さらに検討を深めていただきたいという御意見があった。
- 海外ベンチャーキャピタルとジョイントベンチャーの事例はどう扱うのかという御意見もあった。
- 海外の地上設備を用いた衛星通信サービス事業については、基本的には日本の許可は不要ということだが、今後課題とならないかどうか確認すべきという御意見をいただいている。
- 最後に、制度運用の初期段階では、モデルとなる先行事例を重点的に形成し、着実に進めていただきたいという御意見をいただいている。

第7回官民技術協力に関する検討会合（令和8年7月3日（金）開催）

- 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針の変更案について、御議論いただいた。特に重要であった議事の内容について御報告する。
- 指定基金の対象範囲の拡大について、明確なミッションに基づき研究開発のファンディングを行うことが重要といった御意見があった。
- HPC等の先端コンピューティング技術を重要技術領域から落とすことになってはならないという御意見があった。重要技術はある意味階層性があるので、先端コンピューティングというのはもう少しベーシックなところで重要である。

- 重要技術領域の改正の方向性は妥当であるが、現行と変更案との各技術領域はどのような包含関係にあるかということをつかりやすく示してほしい、以前のものはかなり包括的に書いてあったが、今回のものはどこにどのように特化していくかといった包含関係の中で記述しておりわかりづらいという御意見があった。

第1回総合的な調査研究に関する検討会合（令和8年7月3日（金）開催）

- 安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究に関する基本指針案について、委員の皆様にご議論いただいた。議論において、特に大きな御意見があったところを紹介する。

- まず、全体的な基本指針案の内容については、これまでもこの有識者会議で御議論していただいた内容ということもあり、全体的には賛同いただいた。

- ただ、成果の公表の在り方に関して、誤解を生まないような表現の適正化が必要という御意見もあった。優秀な人材をこのシンクタンクに集めていくに当たって、各専門的な研究員のインセンティブをどう考えるのかと、国家の重要な課題を扱うシンクタンクを初めてつくる中で、組織としてシンクタンク全体が成果の公表をどう考えるのかのバランスの部分については、また議論の余地があると思っているが、少なくとも公表の在り方に関するところで誤解を生まないような表現をしていただきたいというものであった。

- また、基本指針案の内容にとどまらず、総合的な経済安全保障シンクタンクの設立時、さらには官民協議会との連携に向けて、幾つかの御意見があった。具体的には、経済安全保障の主役はやはり民間企業であるから、政府やアカデミアに限らず、産業界からも積極的に人材を登用し、そのネットワークや知識を取り込むべきというものである。また、官民協議会との連携等を通じて、産業界の視点を取り入れるべきであり、情報の扱い方も含めて産業界との連携は大きなポイントになるため、しっかりと整備していくべきという御意見である。

- そして、魅力的な調査研究の実現して、優秀な人材をとにかく引きつけていく。また、トップ、幹部、そして実務、それぞれの層で求められる人材像を迅速に整理し、体制構築を進めていくべきという御意見があった。

- こうした議論を踏まえ、基本指針案については、検討会合の終了後に事務局が改めて各委員の皆様と御相談をした上で、一部表現を適正化している。今後、シンクタンクの体制、環境整備、そして官民協議会との連携の具体化に向けて、しっかりと準備を進めていただきたい。

第3回基幹インフラに関する検討会合（令和8年7月7日（火）開催）

- 検討会合では、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針の変更、省令の改正案について御議論いただいた。
- 具体的な改正には2点あり、1点目は基幹インフラ制度への医療分野の追加について、この施行について議論を行った。医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び病院について、それぞれの検討事項を踏まえ、準備が整った段階からこれを施行することについてどうかという議論である。
- 2点目は、基幹インフラ制度の運用改善についてで、これまで明らかになった運用上の課題等に対応するため、特定社会基盤役務基本指針の記載の見直しを行うこと、また、事業者の意見等を踏まえて、具体の届出事項や手続等を定める主務省令の改正等を行うこと、また、クレジットカード分野における特定重要設備の見直しを行うことである。
- この2点のテーマについて、委員の皆様から御意見をいただき、いずれの議題についても御賛同いただいた。
- 1点目については、基幹インフラ制度の医療分野追加の施行に関しては、病院の選定に当たって有識者会議の提言を最大限尊重してほしいという御意見があった。また、病院への支援に関しては、情報システムの体制整備が重要であるから、国からもよくフォロー・サポートしてほしいという御意見があった。また、併せて事業者理解の醸成に関して、サイバーセキュリティ対策の必要性を事業者に認識してもらうことが必要であるという御意見があった。
- 今後のスケジュールに関しては、支払基金はDX審査支払機構に改組されるが、医療DXの運用主体として各医療機関の医療提供に当たっての重要な役割を果たすため、できるだけ早く基幹インフラ制度での運用を開始すべきではないかという御意見があった。
- もう一方では、医療機関は財政的にも人的にも厳しい状況にあるため、事業者とよくコミュニケーションを取りながら、丁寧に検討すべきという御意見があった。
- また、2点目については、早期・適切な事前相談の促進に対して、基本指針の変更案の内容は適切であるため、その上に立って、事前相談にとどまらず、事業者自身に

経済安全保障の観点をしっかり認知してもらうことが重要という御意見があった。

(5) 自由討議（基本指針の変更及び策定の案に関する各分野別検討会合の結果報告に対する意見）

○ 本日御説明いただいた基本指針の改定案に賛同する。大変いろいろなことに配慮されたよいものになっていると思う。

○ 最近気になっているのが、中国の過剰生産問題である。特に鉄鋼製品に関して以前から問題となっているが、これが特定重要物資関連にも広がらないかを懸念している。特定重要物資に関しては、不当廉売関税も推進法上想定されているが、そうした対応を含めて注意する必要があると思っている。この点、先ほど説明のあった骨太の方針では、不当廉売関税の調査について、高度化や調査体制の強化が入っており、大変心強く思った。

○ 総合的なシンクタンクについては大変期待しており、公開情報を基に調査研究し、その結果を公表することを基本とするのが通常のシンクタンク機能だとすると、機微情報に基づいて調査研究結果を組織内部で活用し、公表しないということも原則としたインテリジェンス機能をも、総合的なシンクタンクが有するものと理解している。その意味では、総合的なシンクタンクは通常のシンクタンク機能とインテリジェンス機能のデュアルファンクションを持つ場になるのではないかと思っており、政府内で連携した有意義な調査研究を行っていただきたい。

○ これらの検討会合での議論を基本指針にうまく反映いただき感謝。

○ 官民技術協力について、指定基金協議会において、新しいデュアルユースも含めた国家安全保障上求められるような研究の方向性にどのような形でファンディングを行っていくかについては、従来の研究開発に関するファンディングとは全く異なるミッション性を明確に意識すべきと申し上げた。アメリカの例だが、例えばNational Science Foundationとは全く違う構造の中でデュアルユースに関する議論が行われている。そのときに気をつけなければならないのは、我が国ではトップサイエンティストと呼ばれるところにファンディングが集まる傾向があるということである。我が国における科学技術開発のファンディングの情報をずっと見てきたが、相当程度バイアスが存在している。

○ デュアルユースの安全保障に関して言えば、より広範囲な、これの目的に合致するようなファンディングの方向性をミッションとしてきちんと持つべきである。

例えばアメリカのDODのファンディングで言えば、例えばカーネギーメロン大、MIT、スタンフォード大、ジョージア工科大、といった大学に比較的資金が寄っていくということである。これはミッション性から考えてそのようなファンディングの在り方をかなり模索しているということだと思う。そのことを意識した上でのファンディングの在り方を考えていただきたい。

- シンクタンクについて、様々なシンクタンクの担当者の方から御意見をいただいて、進んでいることは認識をしているが、シンクタンクだけで幅広い政策形成に関する知見を吸収することは恐らく難しいだろうと思う。これは主になった研究オリエンテッドの大学のコンソーシアムとの関係、その中における研究動向の情報の吸い上げ、そしてまた民間の企業のR&Dの方向性も含めた幅広い情報交換を行う場所をどのようにつくっていくのかということがとても重要な 이슈 だと思う。これを官民協議会なるものでやるのか、どのようなフレームになるか分からないが、シンクタンクだけで明確なシナリオづくりも含めた提言をするのは難しいと思っている。このこともシンクタンクの担当者の方にはずっと申し上げているので、意識していただきたい。
- AI for Scienceについては相当大きく変わっていくだろうと思う。したがって、大学の現場から出てくるような研究のシーズは、今後我々が想定していなかったような形でも出てくる。これをデュアルユース、安全保障の中でどのように取り込んでいくのかについては、かなり知恵を絞らなければならないと考えている。安全保障上不可欠な技術開発とは一体何なのかを、大学の現場の研究者と丁寧なコミュニケーションを図りながらつくっていかなければならない。
- 今回議論させていただいたまとめについて、異論はない。
- サプライチェーンの強靱化について、供給に不可欠な物資・役務が国外などに過度に依存するということが特定重要物資・役務の要件ではあるが、この対象が現状固定的になっているのが課題であると思っている。常に事業者としては代替的な供給元を探す努力をすべきだと思うし、究極のところ、新しいイノベーションによってそうしたものに依存しなくて済む体質にしていくことも重要だと思う。こうした取組の時間軸をしっかりと見据えながら、重要物資・役務の問題を考えていくべきである。フォローアップの仕組みが入っているので、そうしたところはしっかりと見られると思うが、こうした目線を持ちながら議論すべきである。
- 海外事業促進制度について、経済安全保障上の事業リスクがあることから、企業への十分な投資が行われない海外事業というのは存在し得るだろうと思っている。他方

で、こうした名の下に、本来事業性がないものが乗っかってくるなど、企業側のモラルハザード的なものを引き起こすという危険性も多分にあるということは認識をしておくべき。

十分な投資が行われない背景には、本当に経済安全保障上のリスクから投資に関してオフテイクが現れないからであるか、あるいは別の理由があるのか、原因はしっかり認識しておくべきだと思うし、事業性がないからオフテイクがないということでも、国益の観点から何とかしなければならないという事業もあると思う。

ただ、今言ったような2つの危険というのは常に潜んでいるため、そうした目線というのは常に持ちながら我々は議論すべきである。

- 基本指針について、それぞれの検討会合での議論を通じて非常に立派になった。この内容については全面的に賛成をしたい。
- 今回、この有識者会議については、まさに経済安全保障の政策ということで、プロテクションとプロモーションという形で、政策が緊密に形成されつつあるということは誠に欣快である。他の委員からの様々な御発言についても、非常に啓発を受けるところがあった。先般、経済安全保障政策と経済合理性といったものを対立軸で捉えるべきではないという御発言があって、経済界の認識といったものもここまで来たのかということで、非常に感銘を受けた次第である。また、経済安全保障の主体は民間であるということは、これまでのシンクタンクの議論でもあったと思うが、まさしく真理だろうと思っている。そういった中で、今後我々は、公法関係で、私人と公権力という形の観点だけではなく、個別の経済主体の変容といったものが私法の中でどのような形で展開されていくかについても、経済安全保障政策の中で、視野に置いておく必要があるのだろうと思う。
- 今年の1月に出された経産省の経済安全保障経営ガイドラインは、いかにコーポレートガバナンスの中で経済安全保障の認識を高めていくのかということを示していると理解している。それから、事務局からの話にもあったが、先般、東証で決定したコーポレートガバナンス・コードには、取締役会の中において地政学リスクであるとかサプライチェーンの問題、経済安全保障といったことを認識して取り組むべきだということが書かれている
- 現在パブリックコメント中の経産省のM&A指針についても、ポイントとQ&Aが出されている。これまで、企業価値は定量的なものであるという形で認識されていたが、サプライチェーンや情報の流出といった定性的なものをどのようにその企業価値の判断の中で考慮していくかということが書かれている。

○ 経済安全保障とは直接は関わりがないかもしれないが、現在、会社法の部会の検討では少数株主の権利といったものが保護され過ぎているのではないか。これは会社法の部会では経済安全保障という論理は出てきていないが、その根本にあるのは東芝の事件だと思うし、昨今のトップマネジメントからも、現在の会社が保有する様々な技術に対して、株主総会に関連する会社法上の一連の手続を通じて開示またはアクセスされる懸念があることについて議論があると思う。

もちろん、それぞれの政府の部会は専門家の方がいるけれども、経済安全保障という形の法制についての有識者会議であるから、是非そういった視野で事務局の方も御覧いただくということが重要なのではないかと考えている。

○ 検討会合へ参加させていただき、意見も反映していただき感謝。

○ サイバーセキュリティに関して、今年になってからフランスやアメリカが、耐量子計算機暗号の導入目標を2030年とした。量子技術の進化は加速度的に進んでいるので、大きな脅威ともなってくる。したがって、耐量子計算機暗号の導入に関しては、もう一度御検討いただきたい。今、我が国の中では2035年を目指しているが、5年ほど遅いと思う。

○ シンクタンクについて、先ほど、通常のシンクタンクではなく、機微情報も含めて扱わなければならないデュアルファンクションのものになるという話があったが、まさに検討会合でも同様の御指摘があり、非常に重要なポイントだと思っている。

○ 今までにないシンクタンクをつくるわけであるから、実際につくって、その後の運用においてどのようにしたら期待どおり機能するかを常に見ていかなければならないし、そういう意味では彼らに寄り添っていく必要がある。

経済産業研究所の枠組みを使い、公務員と民間の研究員とが一緒に研究を始めると、全くカルチャーが違う。何年も行政の立場で働いていると、何がよくて、何が期待されているか、求められるスピード感をわかっているが、民間から来る者は専門家であっても、全くそういうことを今まで経験をしていない。そういう中で、ある一定の期間はお互いの文化を学び合うことが非常に重要になってくる。政策というものは一体何なのか、どういうプロセスで政策がつくられていて、そこに政治プロセスがどう関わってくるのか。これを肌で経験していくことによって、シンクタンクの在り方というものが自分の経験の中で見えてくる。そういうプロセスが必要だと思う。

今回、シンクタンクをつくり、民間企業の経験と情報を積極的に活用しながら、国家戦略に落とし込んでいくことになるが、今まで我が国では、役所も民間も学者も、

大学を出てから一つの世界でしか活動をしなかった。それらを融合させて、しかも国家戦略のスピード感を持っていくというのは非常に高いハードルがあるため、我々が寄り添っていく、育てるという感覚を共有していく必要があると思う。育てるというのは、いろいろな角度から経験を積んでいかなければならない。最初は恐らく期待された成果が上がらないと思うし、採用された人は何を期待されているかも分からないと思う。だから、どんどんコミュニケーションを取る必要がある。どのような観点でミッションを進めているのか、情報はどのように扱うのかということを肌で学ぶのである。こういう経験をさせていかないと本当の意味でのシナジーは起きづらい。

よく経験することだが、つくった後は任せてしまい、一定期間たって評価して、全然できていないではないかと批判し始めるというケースが多々あると思う。そのため、きちんとフォローし、うまくいくものは進め、うまくいかなかったら変えていく。運用の中でも変えていくし、そういった議論のフィードバックを常にいただき、是非政府には見守って、その時間軸をトライアル・アンド・エラーという形でしっかりと見て、そして育てていくということを期待したい。

- 海底ケーブルについて、先日、総務省の国際海底ケーブルの防護等に関する検討会において報告書がまとめられた。その内容は非常に重要だと思うので、こちらでやっていることと少しスコープが違うが、連携してやっていただきたいと思う。

海底ケーブルは注文生産でつくるものであるから、倉庫に積み上げておけば何とかなるというものではなくて、物資のサプライチェーンの話と若干違い、今回役務ということになっていると思うのだが、ケーブルの外装、すなわち外に巻いている保護のところはポリエチレンが使われていて、ナフサが原料であり、ホルムズ海峡の問題が間接的には影響があるところだと思う。

いずれにしても、そのケーブルをつくれなくなったら敷設もできなくなってしまうし、つくったらすぐに敷設しなければならない。切れたらスペアを持ってきてつなぎ直さなければならない。そういう特殊な技術だと思う。そうすると、工場の生産力を上げながら、回転も上げて、敷設する船が必要であり、レジリエンスを上げるための保守性というのも非常に重要なので、この点を今回進めていただけるのは本当にありがたいことだが、注意深く見守っていく必要があると思う。

- デュアルユースについて、大学は常にこの問題について慎重で、後ろ向きだと言われてきた。その点はそのとおりだと思うが、今年度後半あるいは来年度から随分これについては動きがあると思う。ただ、そのときにデータセキュリティの問題、あるいはサイバーセキュリティの問題が非常に深刻になってくる。大学は開かれた組織であるため、そういったセキュリティについては脆弱性を持っていると思う。

RU11 (Research University11、学術研究懇談会) という日本の研究大学11大学が連

携した事務局もない緩い組織は、あまり世の中で知られていないが、諸外国のカウンターパートは非常に強い独自組織として動いている。イギリスにはRussell Groupがあつて、ここはイギリス政府と非常に密接に対話をしている。日本のRU11はまだ少しこうした機能が弱いと思うのだが、対話の窓口としてそういうところを使っただけのならば、データセキュリティ、サイバーセキュリティの問題についても検討いただくといいのではないかな。

- 法制度の改正に関わって、背景にある官僚の方々の考えが少し分かるようになってきた。骨太の方針も読ませてもらったが、民間企業、メディア、そして国民の間でも、財政状況に対する不安が出てきているように感じている。デスティネーションは大枠ではつくられており、例えば海底ケーブルについては、先ほど話が あったように35%のシェアという目標が掲げられているが、どのように実現する計画であるのかが分かりにくく、不安である。

今回の資料を見ても、デスティネーションは書かれているものが散見されるが、マイルストーンはほとんど見えない。民間企業であれば、何かを判断するときはマイルストーンが示されないと投資ができない。もちろん経済安全保障の話というのは投資回収を目的にしたものではないが、投資回収以外でも、「こういうところを目指して、こういう効果がある」というマイルストーンが分かると、全般的にはもっと民間に分かりやすいと思う。

- AIについて、GPT系とかGemini系とかClaude系に他国のAIがかなり接近していて、一時は数か月から1年近い差があったと言われていた。専門家によると、かなりその差が縮まってきているという意見を聞くことがあり、ますますデータセキュリティが懸念されてくる。そこに量子技術が入ってくると更に心配になってくる。データセキュリティが心配な場合に、最初を守るべきものは基幹インフラだと思う。基幹インフラの中でも、特に重要な設備については、その設備に絞って投資してでもよいので、優先して早急に対応する動きがあつていいのではないかな。

- 各基本指針案に中小企業への配慮や支援等を盛り込んでいただき感謝申し上げます。

- 今回これだけの分量の指針が示されたが、先ほど御紹介いただいた骨太の方針や、日本成長戦略においても「17の戦略分野」における官民投資の中で経済安全保障の考え方が位置づけられる等、今後も経済安全保障政策に関わる企業は、中小企業も含めて広がっていくだろう。こうした状況においては、制度に関与することが見込まれる中小企業に対する周知・広報の重要性が一層増していく。各分野において、中小企業に対して国からしっかりとプッシュ型で通知していただくことを期待したい。また、

現時点では直接関与しない中小企業等に対しても、施策の状況を適切に説明・周知することが非常に重要である。実態等も勘案しながら進めていただきたい。

- 措置の実効性を確保するには、不断の見直しが必要となる。ほかの委員もおっしゃるように、国際情勢、取引環境が急速に変化している。特に、中小企業はそうした環境変化の影響も受けやすいため、不断に対応していくことが必要である。
- 各検討会合での御議論を踏まえて、基本指針の案が示されているのだと受け止めており、特段異論はない。
- 経済界・産業界の視点からは、基本指針を踏まえて政策措置の具体化を進めていくにあたり、予見可能性をとにかく高めていただくようお願いしたい。具体的に政策措置がどのような形で機能していくか、あるいは情報の提供・発信、そして個別の相談への対応といったことを含め、是非御配慮をお願いしたい。
- 経済安全保障と経済合理性を対立軸として捉えるべきではないということについて、むしろ積極的にそれらを両立する形で捉えていくことが必要と考えていることを申し上げておきたい。先ほど御紹介があった17分野の製品や技術について、当然、企業判断としては投資の回収可能性を考えており、その際にマイルストーンがないと企業経営としての判断をすることが難しい。だからといって、経済安全保障との両立という観点からすると、どのような補完措置を講じることができるのか、また、それらがどのような時間軸で具体化されていくのかについて、十分なコミュニケーションをとっていただきたくお願いしたい。

「官民投資」という表現にもあるように、個別案件に関わるため、それぞれの所管官庁の動き方も含めて難しいところがあることは承知しているが、それらを円滑に進めていただくためには、もう一步踏み込んだ対応や、これまでにはないような接し方も必要ではないか。もちろん、国家公務員として一定の規律の遵守は大前提になるが、その範囲でのコミュニケーション力を十分に発揮していただきたい。

補完措置も含めた投資の回収可能性について、企業としてはできる限り定量的に見極めていく必要があるため、繰り返しになるが、予見可能性を高めるようお願いしたい。特に短期的なものだけではなくて、構造的な観点からも、経済安全保障との関係で原材料価格の上昇は投資の回収可能性の観点からは非常に悩ましいものでもあり、一企業の努力では当然ながら対処が難しく、限界がある。したがって、それぞれのテーマに即して、政策的な支援の措置への腰の入れ方を抜本的に考えていただきたい。なお、この点を補足して申し上げると、スケールを大きくしていくことで、原価が下がり、あるいは売上げが伸びることはあるが、グローバルシェアを強調しすぎても、

国際的な競合との価格競争力という観点で、シェア達成は、そんなに簡単なものではない、ということを改めて付言申し上げておきたい。非常に泥臭い対応も必要になるため、グローバルシェアなど、秘めながらも進めていく、というのが非常に重要ではないかと思う。

○ 総合的な調査研究における人材の確保については、これまでも検討会合でも申し上げてきたとおり、レイヤーに即した人材の確保の検討ということを是非具体的に進めていただきたい。この点を補足して申し上げると、例えば、大別して、アジェンダの設定を行い、率先していくトップのレイヤーと、具体的にいろいろな調査活動、研究活動がある中で、それらの統合をしていく、構造化を図っていくという調整力を要するといったポジションのレイヤーと、実際の調査研究の実務を担うレイヤー、というのがあるのではないかと。特に2つ目に申し上げた層については、調整力という観点からすると、卓越したもの、各省庁の優秀な働き盛りの方に是非入っていただいて、その調整力を担っていただくことが、特に組織の発足当初においては必要なことではないか、と考える。逆に、そういった人材を民間企業に求められても、経験値も含めてなかなか難しい。したがって、調査研究の構造化を図る調整力を要するポジションについては、各省庁から優秀な人材を、こういった機会に出すことを、是非御検討いただきたい。

○ 先ほど、骨太の方針に経済安全保障は危機管理投資・成長投資と表裏一体であるとの表現が盛り込まれたことを御紹介いただいた。基本方針に関連して前回申しあげた通り、経済合理性と安全保障を二項対立とみなすべきではなく、経済合理性の中に安全保障の要素が勘案されるようにしていくべきである。まさにこの点を、骨太の方針に盛り込まれたこの表現は如実に表していると考えます。今後、これをいかにして進めていくかが非常に重要である。

○ これまで、経済安全保障の確保には官民連携が重要であることを繰り返し申し上げてきた。今後、官民連携をどのように進めるか考えるに当たっては、重要なことが2点あると考える。1点目は、官民連携によって日本の経済安全保障が確かに向上しているという実感を、企業側が持てる形で進めていくことである。そうでなければ、この先、連携・協力と言われても難しくなってくる局面が生じるのではないかと思う。2点目は、いざというときには国が盾になって日本企業を守ってくれる、利益を代弁してくれると思えることである。こうした点に係る国の覚悟が問われると考える。国に覚悟があることを企業側が実感できれば、予見可能性が高まり、投資にもつながっていくだろう。

○ 全体に非常によくまとめていただき感謝申し上げます。

○ K Programについて、どのように技術を発展させていくのかを考える上では、技術そのものが勝手に発展するのではなく、それに介在している人材がどのように活躍できるか、そしてその人材が新しい技術をつくっていくという視点が重要である。いろいろなところ書かれているが、そういった人材をどのように確保し、輩出し、循環させていくかということが重要である。

特に技術に関して言うと、日本だけで技術が発展するわけではなく、いかに国際的に同志国・同盟国と一緒に技術を発展させていくか。その中で、共同研究をやりながら、さらに人材もそういった環境の中で育っていくということをどのように実現していくかが重要になってくると思う。そういう意味で、国際的なハーモナイゼーションをちゃんと確保しながら、一緒に技術を開発していった、技術的な優位を同時に開発・発展させ、人材も育成していくということが重要になる。

今、国際頭脳循環というような言葉がいろいろなところで喧伝されるようになってきているが、第7期の科学技術基本計画の中にも書かれているように、そのような人材をどのように、特にアカデミアでつくっていくのか、さらに、その人材がアカデミアだけでなく、クロスアポイントメントの下に産業界の中でも活躍できる環境をつくっていくのかということが重要だと思う。さらに人材について言えば、最先端の技術をどのように身につけ、さらに発展させていくかという人材政策が、技術にとっては極めて重要であると思う。

○ いかに代替技術を同時に見据えて技術を開発しておくか。簡単に言うと、レアアースがないと強い磁石をつくることができない。他方、同等の性能はなかなか難しいが、レアアースがなくても強い磁石ができるといった研究もあるため、そういったものをいかに実現させていくのか、経済合理性を担保しながらやっていくのかという極めて総合的な観点が様々な技術を支えているので、そういう観点から是非対応を進めていただきたい。

○ 全体の基本方針と施策の見直しや変更に賛成する。

○ サプライチェーン強靱化について、今回、供給不可欠役務の規定を整備する方向性が明確になった。サプライチェーン全体を通した対応が容易になると評価している。

○ 海外事業の促進について、海外の国際情勢が変動し、リスクが高まっている状況において、国と国との関係、あるいは信頼できる海外企業との連携関係といったものが非常に重要になってくると思う。ある意味で国が後押しし、適切に関与する仕組みに

期待したい。ただ、非常に難しい領域であるから、着実に成功事例を積み上げていただく、あるいはよく見える形で進めていただくということを是非お願いしたい。

- 骨太の方針の報告で、経済安全保障が国の重要政策として位置づけられたことを御紹介いただき、大変心強いことだと考えている。一方で、対象領域が非常に広がっていることや、問題の次元が複雑化しているという点に懸念がある。ある程度集中的に時間軸を設定して進めなければならないが、力の分散が起こらないように、是非御留意いただきたい。

経済安全保障という政策は、大変シャープな切り口を持った非常に重要な政策であると思う。それゆえ、少し全体として曖昧になるということになると、大変惜しいので、その点は是非御留意いただきたい。

- 経済安全保障の必要性については、ここ数年の間、国民全体にも理解が深まってきている。また、業界や企業によってはこれから新しく関係していくところがあると思うが、そのときには、従来とは異なるビジネスモデルあるいは企業間連携が必要であることについての発想の転換も求められる。民間事業者が積極的にこれに参加し取組を進めていくためにも、実績の積み上げと日々の成果に関する情報提供をお願いしたい。

- 本有識者会議では、いろいろと有意義な議論をさせていただき感謝申し上げます。報告された事柄に関しては、全て同意する。

- 内閣府科学技術・イノベーション会議（CSTI）では、第7期の科学技術基本計画が今年の3月に閣議決定され、統合イノベーション戦略2026もスタートし、基本計画の推進に向けて進められている。ここでうたっているのは、科学技術とビジネスが近接化してきたということである。すなわち、経済安全保障と安全保障は切っても切り離せず、安全保障との有機的な連携が必要ということを挙げている。骨太の方針においても、国家安全保障局を司令塔として、政府全体の推進体制の強化等、重点的に書いていただいていることに感謝申し上げます。

日本成長戦略の17分野について、第7期の科学技術基本計画で挙げている戦略的に推進すべき17の分野と非常によく符合しているところであり、情報を交換しながら有機的に進めていきたいと考えている。こうした経済安全保障等に関しては、省庁の連携が極めて重要であり、シンクタンクが省庁横断的な活動を担っていくことは是非を期待しており、協力していきたいと考えている。

- 科学技術が進歩していくと、当初予想しなかったような様々な問題が出てくること

がある。先日、CSTIの会合でムーンショットやSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）等の成果が発表された。例えばムーンショットの中では、集中豪雨や台風を予測し、それを2050年までに制御する方策を探るという研究の成果が発表された。スーパーコンピューターや量子コンピューターなどを使って、効率よく高精度に予測できるようになることを期待したい。これを制御するためには、各国との連携、ELSI（倫理的・法的・社会的課題）も重要だと言われている。2050年に向けて、まだ先のことかと思うが、こうした研究の発展に伴い、経済安全保障の様々な問題がこれから出てくることが予想されるため、省庁横断的に議論していく場を是非持っていきたい。

○ 基幹インフラについて、医療分野が追加されたことは、非常に大きな前進である。また、試行的に3年の間に段階的に進めていくこと、病院の経営が非常に厳しい中で、様々な形で対応を検討していくことを織り込んでいただき感謝申し上げます。

○ 基本方針案とそれぞれの基本指針案に賛成である。

○ これからは、改正法を確実に施行していくことが重要になる。技術革新や国際情勢の変化が速いペースで進むことが予想される中で、今後も状況に応じた基本指針の見直しと予見可能性の両立が課題になると思う。

このことは政府の取組と民間の自主的な取組のバランスにも関わるものであると思う。さらに、経済安全保障に関わるほかの法制、具体的には個別の事業法や外為法を想定しているが、それぞれとの役割分担についても十分な配慮が必要となるはずである。規制の重複を避けることは、民間の負担を避ける上でも重要なことであるし、逆にサプライチェーン、基幹インフラとの関係で、何か対応に漏れがあるということも当然あってはならない。そういった役割分担についても目を配っていくことが求められるようになると思う。

○ 経済安全保障に関する国際的なルール形成において、日本が主導的な役割を果たしていくことが、骨太の方針や日本成長戦略の観点からも重要であると思う。

○ 改正法に係る基本指針案について、賛同する。

○ 今回、推進法は公布の2022年から4年経ち、その範囲を拡大し、評価をされ、予算は大きくなっていくと思う。それを効果的に執行していく上でどういう観点が必要かについては、実際に行われている施策は補助金をつけたり、研究開発をしたり、あるいはシンクタンクの場合は調査をしたり、これらは経済安全保障推進法の下で行われており、規制とセットの構造になっていると思う。また、協議会あるいは補助金、サ

プライチェーン等に関しては情報保全の措置などがセットになっている。

これらは、通常ほかの施策で行われているものとは違う構造だが、施策の現場の数が非常に多くなったため、必ずしもそういった構造が理解された上で運用されているとは言えないと思っている。現場では、ほかの施策と変わらないと思われていることがあるので、今まで実施してきた施策の運用についての検証を行うべきである。これからのものについては、そのめり張りを明確にして運用していくということが重要であると思う。

○ 基本方針と基本指針の変更案及び策定案に賛同する。

○ 官民連携がますます重要になり、かつ、対象範囲も広がってきているところから、官民連携により日本の経済安全保障が向上したという実感が欲しい時期になった。その意味では、今回初めて日本でつくられる総合的なシンクタンクには非常に期待したい。

行政の優秀な人材が調整や機構の部分、そして研究を担い、そこに産業界や学会からもまた別の発想と目的を持ち、別の指向性を持って訓練を受けた人材が入ってきて、そこで切磋琢磨することによって、人材が育っていくことが重要だという御発言もあったが、その中で生み出されるものとしても、官民連携のよい例が出来上がり、それが経済安全保障向上に適していく。そこで得られた知見によって、何か新しい問題が起きたときに、それを受ける前に予防できたという実感、その成果というものを定量的に示すことができれば、それは経済安全保障法制の運用にとって大きな成果になることと思う。

(6) 事務局回答

○ 改めて、基本方針及び基本指針の検討において、非常に多くの御意見をいただき感謝申し上げます。また今後、随時御相談することもあるかと思うので、よろしくお願いする。

○ 中国の過剰生産問題について、骨太の方針に入っている税関での取組も、まさにそうした状況の変化を踏まえている。これに限らず、経済安全保障をめぐる状況は刻々と変化しているため、機動的に対応していくことが重要ということは、委員の皆様からも御指摘いただいております、我々も重々認識している。運用も制度も、これからは変化に応じて対応、あるいは変更、改正していくことが必要という意識を持っている。

○ シンクタンクについては、非常に多くの委員からも御意見をいただいた。この7月に参事官が新規に着任し、シンクタンク設立に向けた部署が準備を進めていくところ

である。シンクタンクの機能として、海外の例もあるように、調査研究だけではなく官民の人材ネットワークのハブのような機能も期待される。そのための人材確保を経て、良いシンクタンクをつくり、育てていく感覚を持って、取り組んでまいりたい。

- OESAのモラルハザードについては、国会でも同じような御指摘があり、まず入口で案件をしっかりと審査することで対応する。そして、そのプロセスの中で、JBICや関係省庁からの情報をいただきながら、しっかりと案件をモニタリングし、モラルハザードが起きないようにする。
- 経済安全保障あるいは安全保障と経済合理性との関係という点は、経済安全保障についての議論を進めるに当たって常に柱としてある一つの大きな論点であると思う。これについては、国民の理解を得るため、コミュニケーションをしっかりと取りながら進めていくことが基本で、それによって少しずつ変わってきている部分もあるかもしれない。今後も引き続き、経済安全保障施策の検討に当たって、重要な論点として常に心に置いておかねばならないということを改めて認識させていただいた。
- 骨太の方針における日本成長戦略と経済安全保障が表裏一体の関係にあるという点について、改めて付言をいただいた。御指摘のとおりであり、この部分は特別会計を設けるということにもつながっているが、高市政権の政策のど真ん中に経済安全保障があるのだということを、我々も今回の閣議決定文書の中で認識しており、改めて重責を担っている意識を持っている。
- 経済安全保障の対象が非常に広がっていて、薄まってしまう懸念に対しては、多くの省庁において、経済安全保障の担当部署がつくられてきている。従前から取り組んでいた省庁もあれば、最近になって新しくつくられたという省庁もあるが、政府として経済安全保障というものに対してしっかりと取り組んでいく意思が陣容に表れている。政府の中の経済安全保障人材の育成についても、取り組んでまいりたい。
- 国際的なルール形成において日本が主導的な役割を果たすべきという点については、経済安全保障の3本柱である自律性・不可欠性に加え、それとともに国際的な主導権も大きな柱の一つとして常に意識しており、しっかりと取り組んでまいりたい。
- 現場の理解を得ること、現場を見て運用の検証を行うこと、実感を持ってもらえるような施策を進め、政府としても随時施策を見直していくことの必要性を御指摘いただいた。既にサプライチェーンの強靱化施策等の一部の施策については、この場においても定期的に報告しているが、しっかりと検証して、現実に基づいて施策を見直さな

なければならないことを改めて確認した。引き続き取り組んでまいりたい。

(7) 小野田大臣閉会挨拶

- ・ 6月25日に開催した前回の第16回会議では、経済安全保障推進法改正を踏まえて、経済安全保障施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方や留意事項等を定める基本方針の変更の案について御議論をいただいた。また、本日御報告いただいたが、推進法の各施策を運用していく上での具体的な方向性等を定める基本指針についても多くの御意見を頂戴した。
- ・ 特に今般の法改正で追加された施策である経済安保海外事業促進制度、そして総合的な経済安全保障シンクタンクに関する基本指針については、今回新たに策定されるものであり、委員の皆様から専門的な見地からいただいた御意見、大変貴重なものだと考えている。
- ・ 本日の会議で委員の皆様から御了承いただいた基本方針及び基本指針の案について、今後、パブリックコメントを実施した上で、閣議決定に向けた準備を進めてまいりたい。
- ・ 我が国を取り巻く状況の変化を的確に捉え、経済安全保障上の課題に先手を打つ形で対応ができるように、骨太の方針、そして日本成長戦略を踏まえて、引き続き政府一体となって取組を進めていく。